

議案第十三号

港区学童クラブ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清家愛

港区学童クラブ条例の一部を改正する条例

港区学童クラブ条例（平成三十年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二放課G O → 学童クラブあかばねの項中「東京都港区三田二丁目六番二号」を「東京都港区三田一丁目四番五十二号」に改め、同表放課G O → 学童クラブしばはまの項を次のように改める。

| | |
|-------------------|-------------------|
| 放課G O → 学童クラブしばはま | 東京都港区芝浦一丁目十六番三十一号 |
|-------------------|-------------------|

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。
(説明)

放課GO→学童クラブあかばねの実施場所を変更とともに、放課GO→学童クラブしばはまの実施場所を追加するため、本案を提出いたします。